

母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付限度額一覧表

資金の種類	貸付目的	貸付対象	貸付限度額(円)	利率	据置期間	償還期間
事業開始	事業を開始するために必要な経費 (設備費、什器、機械、材料等)	母・父・寡婦	3,470,000	無利子 1.0%	貸付の日から1年間	据置期間経過後 7年以内
		母子・父子福祉団体	5,220,000			
事業継続	事業を継続(拡張)するために必要な経費	母・父・寡婦 母子・父子福祉団体	1,740,000	無利子 1.0%	貸付の日から6か月間	据置期間経過後 7年以内
技能習得	事業を開始し、または就職するために必要な知識・技能を修得するために必要な経費	母・父・寡婦	月額 68,000	無利子 1.0%	知識・技能を修得する期間満了後1年間	据置期間経過後 20年以内
			運転免許 460,000		貸付の日から1年間	
			特別 年間 816,000 ※12ヶ月分		知識・技能を修得する期間満了後1年間	
修業	児童等が事業を開始、または就職するために必要な知識・技能を修得するために必要な経費	母子及び父子家庭の母または父が扶養している児童 寡婦が扶養している子	月額 68,000 運転免許 460,000	無利子	知識技能を修得する期間満了後1年間	据置期間経過後 20年以内
就職支度	就職に際して必要な経費	母・父・寡婦 児童	一般 105,000	※1	貸付の日から1年間	据置期間経過後 6年以内
			特別 340,000 ※自動車購入			
医療介護	医療や介護を受けるために必要な経費	母・父・寡婦	一般 340,000	無利子 1.0%	医療や介護を受ける期間満了後6か月間	据置期間経過後 5年以内
		児童(介護の場合は児童を除く)	特別 480,000 (所得税非課税) 介護 500,000			
生活	知識・技能を修得している期間の生活費	母・父・寡婦	月額 141,000	無利子 1.0%	知識・技能を修得する期間満了後6か月間	据置期間経過後 20年以内
	医療・介護を受けている期間の生活費		月額 108,000		医療や介護を受ける期間満了後6か月間	据置期間経過後 5年以内
	配偶者のない女子または男子となって7年未満の者(生活安定貸付期間)に対する生活費		月額 108,000 (総額 2,592,000)		生活安定貸付期間満了後6か月間	据置期間経過後 8年以内
	失業してから1年以内の者に対する生活費		月額 108,000 生活中心者でない場合の 限度額は、月額 70,000		失業貸付期間満了後6か月間	据置期間経過後 5年以内
住宅	住宅の建設・購入・補修・増改築をするときに必要な経費	母・父	2,000,000	無利子 1.0%	貸付の日から6か月間	据置期間経過後 7年以内
転宅	住居を移転するために必要な経費	母・父・寡婦	260,000	無利子 1.0%	貸付の日から6か月間	据置期間経過後 3年以内
結婚	扶養している子の婚姻に際して必要な経費	母・父・寡婦	320,000	無利子 1.0%	貸付の日から6か月間	据置期間経過後 5年以内

※1 児童・子に対する貸付については連帯保証人の有無に関わらず無利子での貸付となります。

◎いずれの資金も連帯保証人なしでの貸付が可能ですが、その場合は年率1.0%の利子が発生します。(※1の場合を除く)

利率の欄は上段が連帯保証人を付けた場合、下段が連帯保証人なしの場合の利率となります。

母子及び父子並びに寡婦福祉資金 貸付条件及び必要書類

資金の種類	貸 付 条 件	必 要 書 類
事業開始資金 事業継続資金	- 必要経費総額 20%以上の自己資金が用意できる(申請者所有の現金及び預貯金) - 申請者が病身等により経営上障害がない - 申請者が当該事業に係る技術、経験がある - 採算性が認められ貸付効果、償還見込みが良好であること - 必要経費総額が本資金の貸付限度額の概ね 2 倍以下 - 他の借入金を含めた月々の償還額が月収の 30%を超えないこと。 1 年以上に渡って市内に居住していること。 ※事業継続資金は事業の拡張が目的であること ※申請者が現在の収入で十分可能な生活状態である場合は対象外	- 事業計画書(様式 6-1) - 事業資金見積書(工事・物品等の見積書) - 店舗等の賃貸借契約書の写し - 官公署発行の許認可証の写し (許可が必要な業種の場合) - 前年度の収支決算書類 (事業継続資金の場合) - 連帯保証人を立てる場合は 保証意思宣明公正証書 ※事業開始(継続)資金の申請から貸付決定までには、長期間かかりますので、ご了承ください。
技能習得資金 (親) ・ 修業資金 (子)	- 習得予定の知識、技能が就職に役に立つものであること。 - 現に職に就いても生計を安定させるために専門的知識・技能習得が必要な場合 - 単なる趣味目的でないこと。 - 運転免許の取得にあたっては、就職先が決まっており、直接就労に必要な場合であること。 - 通勤及び余暇目的でないこと。	- 知識、技能を習得する施設が発行する在籍を証明する書類。若しくは知識技能習得証明書(様式 7-1) ※後日提出可※ - 必要経費のわかる資料 (運転免許取得の場合) - 運転免許取得で、一括交付希望の場合は一括交付申請書(様式第 7 号) - 勤務先からの免許必要証明書。<u>自動車学校が発行する在籍証明または領収書</u>
就職支度資金	- 母または父、および母または父の扶養する児童の就職が決まっていること。 - 自動車購入の場合は勤務形態、公共交通機関の状況等を見て必要と認められる場合に限られる。(就職先で必要としている場合、就職後は対象外となる。)	- 採用決定通知書の写し、または採用決定(見込み)証明書(様式 8-1) - 自動車購入の場合は、勤務先からの在籍を証明する書類
医療介護資金	- 医療または介護を受けた後、経済的に自立することを目的としていること。(単なる資金援助としては認められない。) - 医療の範囲は健康保険法における療養の給付の例による。 - 医療または介護を受ける期間が概ね 1 年以上と見込まれること。 - 医療については、診断書で期間の明示がされている場合に限り、申請の日から 6 か月を超えない範囲での遡りが可能。	《特別分の場合》 - 所得税が非課税またはこれと同等であることを明らかにする書類 《医療の場合》 - 医療を受ける期間の概算医療費(患者負担分)を記載した医師からの診断書 - 医療費の請求書及び医療を受けていた時期を明らかにする医師からの証明書(遡りの場合) 《介護の場合》 - 介護保険対象分の利用者負担額等が記載されたものの写し

資金の種類	貸 付 条 件	必 要 書 類
生 活 資 金	○生活保護を受給していないこと。 ○貸付金額に応じた償還能力が認められること。 ≪技能習得、医療・介護期間中の場合≫ ○知識技能を習得することに専念、または医療及び介護を受け療養に専念している期間の生活費を補給することを目的としている場合。 ≪生活安定貸付期間・失業後1年以内の場合≫ 下記に該当し、必要性が認められる場合に限る。 a. ひとり親家庭となつて7年以内の生活困窮者 b. 生活安定貸付期間で養育費の取得に係る裁判に要する費用を目的としている場合 c. 失業してから1年以内の生活困窮者	≪技能習得期間の場合≫ ○知識、技能を習得する施設が発行する在籍を証明する書類。若しくは知識技能習得証明書（様式7-1） ≪医療・介護を受けている期間の場合≫ ○医師等が発行する医療（介護）を受ける期間を証明する書類 ≪生活安定貸付期間中の養育費取得にかかる裁判費用申請の場合≫ ○弁護士への委任状、訴訟提起に係る証明書等 ≪失業後1年以内の場合≫ ○雇用保険受給資格者証（ハローワークで発行）
住 宅 資 金	○申請者本人に償還財源（収入）があること。 ○増改築後も継続して居住すること。（増改築後に売却、貸借することは認められない。） ○必要経費が限度額の2倍以内（新築の場合は5倍以内）であること。 ○必要経費の20%以上の自己資金を用意できること。 ○土地・家屋所有者の承諾を得ていること。 ○違法建築物でないこと。 ○エコキュート等住宅の備品でないこと	○住宅補修・増改築計画書（様式9-1） ○工事着手前の写真 ○当該住宅の所有者を明らかにする書類（固定資産税納税通知書、登記簿謄本等） ○工事に関する見積書 ○（確認が必要な場合）建築確認通知書の写し ○（公営住宅の払い下げを受ける場合）売買契約書の写し ○土地及び建物の所有者の同意書
転 宅 資 金	○市内の賃貸住宅に転入または転居予定であること。（住民票異動必須） ○入居にあたって必要な経費（敷金、礼金、前家賃、運送費用、不動産仲介手数料等）が貸付けの対象。 ○家財道具購入費用は含まれない。 ○転居後の貸付申請は不可。 ○転居先の住所地で申請。	○転入または転居にあたっての費用の見積書（不動産仲介業者等が作成したもの。公営住宅の場合は家賃決定通知書等） ○運送費用に関する業者が作成した見積書 ○賃貸借契約書（後日の提出可） ○静岡市外から転入する場合は、転入前の自治体発行の住民票（世帯全員記載で本籍等が省略されていないもの）
結 婚 資 金	○母または父が現に扶養している子が婚姻する予定であること。（母または父自身が婚姻する場合は貸付対象にならない。）	○婚約証明書（様式10-1） ○挙式、披露宴代金の見積書 ○家具、什器等購入に係る見積書

I. 申請時期

- △ 通年受付しています。
- △ 審査結果によっては翌々月以降の貸付開始となる場合もあります。特に事業開始資金、事業継続資金、住宅資金を希望する際はご注意ください。

II. 申請期限

- △ 貸付を受けたい（開始したい）月の前月20日まで（土日祝日の場合は前開庁日）。
- △ 貸付金は各月の最終金融機関営業日が振込予定日です。学校や業者への支払期限に合わせることはできませんのでご注意ください。

III. 償還について

- △ 償還金を滞納した場合は、元金及び利子とは別に違約金（年3%）が発生することがあります。